

## 指定宿泊施設利用方法

【直接割引】の施設と【後日請求】の施設の利用方法は、下記のとおりです。

なお、【直接割引】の施設と【後日請求】の施設は、次ページの「指定宿泊施設一覧」で確認できます。

### ◎【直接割引】の施設に宿泊した場合

宿泊施設のフロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。  
(会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当。)

### ◎【後日請求】の施設に宿泊した場合

所定の宿泊料金を支払った後、ホームページ又は各所属所の「福利厚生ハンドブック」様式に掲載の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行した領収書を添付し、互助会に補助金の請求をしてください。  
医療費補助金等の給付金と同様に個人口座へ振り込みします。

利用区分	会員単独で利用	被扶養者のみで利用	会員と被扶養者が同時に利用
【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】	
【後日請求】の施設	【後日請求】		

### ≪利用例≫

利用区分	会員単独で利用	会員を含め複数名で利用	被扶養者のみで利用
宿泊者	全員が会員	会員と被扶養者でない者	会員と被扶養者
補助方法	【直接割引】		【後日請求】

### ≪注意…ネット予約をした場合≫

ネット予約をし、清算後に宿泊する場合は、会員単独利用でも【直接割引】が受けられない場合があります。

【直接割引】する場合は、現地で清算するようお願いします。

清算後に宿泊した場合は【後日請求】となりますので、「施設利用補助金請求書」を提出してください。

### 会員単独利用時

